第240回　個人情報保護審議会全体会　会議録

１　日時　令和４年４月６日（水）午前10時から正午まで

２　場所　大阪市役所本庁舎屋上階　Ｐ１会議室

３　出席者

（委員）

金井委員、野呂委員、小林委員、岡澤委員、篠原委員、塚田委員、野田委員、矢口委員

（事務局）

巽行政部長、東公開制度等担当課長、佐藤公開制度等担当課長代理、岡村担当係長、

中尾担当係長、松田担当係長

４　議題

(1) 会長の選出及び会長代行の指名

(2) 部会の設置及び部会長の指名について

(3) 個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営について

(4) 本市における個人情報保護制度の見直しについて

５　会議内容

【東公開制度等担当課長】

定刻となりましたので始めさせていただきます。

私は、総務局行政部公開制度等担当課長、東でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、個人情報保護審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。本日は、５名の委員の委嘱期間満了に伴い、新たな体制となって初めての審議会となります。新会長が選出されるまでの間、私の方で進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、吉村総務局長からご挨拶申し上げます。

【吉村総務局長】

改めまして、この４月から総務局長に就任しました、吉村でございます。審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

今、課長の方から申しましたように、委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野でご活躍、非常にご多忙な中、この審議会の委員をお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

今の我々の置かれている現状ですけれども、いわゆるデジタル改革関連法が昨年の５月19日に成立、公布されたことによりまして、今まで行政機関と独立行政法人等の保有する個人情報のそれぞれ法律が分かれていたものが、この先、個人情報の保護に関する法律に統合するということを趣旨とする改正が行われております。

令和５年、来年春以降、この法律が地方公共団体にも直接適用されることにもなっております。これに伴いまして、本市におきましても、これまでの制度運用を踏まえながら、改正後の、個人情報の保護に関する法律との整合性を図るという観点から、本市の個人情報保護条例の改廃等を含めました個人情報保護制度の見直しを行う必要がございます。今後、本市の個人情報保護制度の見直しにつきまして、委員の皆様方の専門的な識見から、ご指導ご助言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、この間、審査請求に係る諮問案件につきましても、令和３年度末時点で多数の案件が継続しておりまして、審議会審議の迅速化が課題となっております。事務局の方におきましても、効率的な審議運営に向け、委員の皆様を補佐して参りますので、この点につきましても、何卒よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが開会に先立ちまして、開会のご挨拶とさせていただきたいと存じます。

本日はよろしくお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

申しわけございませんが、吉村総務局長におきましては、この後別の公務がございますので、退席をさせていただきます。

さて、議事に入ります前に、まず、本日の議題につきまして、公開・非公開の取扱いを説明させていただきます。

大阪市個人情報保護条例第65条では、審議会の調査審議手続の非公開を定めており、審査請求に係る案件の調査審議の手続については非公開で行うこととしております。

まず、議題（1）～（3）の「会長の選出及び会長代行の指名」、「部会の設置及び部会長の指名」及び「個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営」につきましては、個人情報保護制度の運営に係る事項なので公開で行うこととします。

また、議題(4)の「大阪市における個人情報保護制度の見直し」につきましても、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正等を踏まえた大阪市個人情報保護条例の改正など、個人情報保護制度の運営に関する重要事項の調査審議の手続であり、特定の個人のプライバシーなどに関わる情報が審議される内容に含まれないことから、条例第65条ただし書の規定に基づき公開で審議を行うこととします。

議題（5）の審査請求に係る諮問案件審議につきましては、審査請求に係る案件の調査審議の手続であるため、条例第65条に基づき非公開で審議を行います。

なお、公開の方法は、「審議会等の設置及び運営に関する指針」にそって、会場において直接会議を傍聴することにより行うこととし、本日は傍聴希望の方がおられないということですので、この形で進めさせていただければと思います。

続きまして、この度の委員の異動に係るご報告でございますが、坂本委員、小谷委員、村田委員、玉田委員、上田委員におかれましては、この３月31日をもちまして任期を終えられ、御退任されました。

　新たに、弁護士の岡澤成彦委員、神戸学院大学法学部教授の塚田哲之委員、甲南大学法学部准教授の篠原永明委員、関西学院大学法学部教授の野田崇委員、弁護士の矢口智春委員を審議会委員としてお迎えしております。

事務局より、前任期から引き続き審議会委員をお願いしております委員を紹介させていただきます。

弁護士の金井美智子委員でございます。

弁護士の小林邦子委員でございます。

大阪大学大学院高等司法研究科教授の野呂充委員でございます。

今年度の審議会委員名簿につきましては、資料２として配布させていただいております。

　次に、事務局の出席者を紹介させていただきます。

総務局行政部長の巽でございます。

総務局行政部公開制度等担当課長代理の佐藤でございます。

　行政部担当係長の岡村でございます。

行政部担当係長の中尾でございます。

行政部担当係長の松田でございます。

なお、審議会の庶務につきましては、担当係長の松田と岡村が担当させていただきますので、宜しくお願いいたします。

それでは、本日の議事でございますが、議事につきましては、資料１「会議次第」をご確認いただきますようお願いいたします。

議題(1) 会長の選出及び会長代行の指名

【東公開制度等担当課長】

まず、審議会の会長の選出をしていただきたいと存じます。

審議会規則第２条第１項の規定により、審議会の会長は委員の皆様方の互選により定めていただくこととなっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。

どなたかご意見はございませんでしょうか。

【野呂委員】

はい。

【東公開制度等担当課長】

野呂委員、お願いします。

【野呂委員】

個人情報保護審議会の委員経験も豊富で、前審議会会長の金井委員を引き続き審議会会長として推薦いたします。

【東公開制度等担当課長】

ただ今、野呂委員から、金井委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【東公開制度等担当課長】

　ありがとうございます。では、ご異議がないようですので、会長は金井委員にお願いしたいと思います。

　金井委員、よろしいでしょうか。

【金井会長】

はい。謹んでお引き受けいたします。

【東公開制度等担当課長】

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

　それでは、恐れ入りますが、金井会長、ご挨拶をお願いいたします。

【金井会長】

２期目の会長職になりました。本日、多くの委員の方が入れ替わられて、今後新しいメンバーでやっていきたいと思っております。先ほど吉村総務局長のお話にもありましたが、デジタル化推進の関係がございまして、昨年度１年間は審査請求に係る審議だけでなく審査請求以外の審議案件が増えておりまして、今年度も同じような傾向だろうと思っております。そのような状況ですが事務局もサポートしてくださいますので、新しい委員の方々は、ご負担はあろうかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、議題となっておりますけれども、本年度に関しては、個人情報保護法の改正を受けて、条例の検討もしていかなければならないということで、従前の審議会と違うことを新たにする必要があります。これは誰にとっても初めての経験だと思いますが、いろいろと皆様方のお力と知見をお借りできればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

それでは金井会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【金井会長】

それでは議事を進めてまいります。審議会規則第２条第３項の規定に基づき、会長代行の

指名に移りたいと思います。

会長代行につきましては、野呂委員を指名したいと存じます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【金井会長】

はい。ありがとうございます。

では野呂委員、お引き受けくださいますでしょうか。

【野呂委員】

はい。承知しました。

【金井会長】

それでは、野呂委員、会長代行をよろしくお願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

【野呂会長代行】

　会長代行も２期目ということとなりますが、引き続き会長を支えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題(2) 部会の設置及び部会長の指名について

【金井会長】

それでは、個人情報保護条例第59条の２の規定に基づく部会の設置について審議したいと存じます。

部会は、同条の規定により審議会が指名する委員３人以上をもって構成することとされております。審議未着手の審査請求案件が依然として多数ございますので、これまでと同様、２つの部会を設置したいと思います。

第１部会は、野呂会長代行、小林委員、篠原委員、矢口委員に、第２部会は、岡澤委員、

塚田委員、野田委員とわたくしで審議を行いたいと思います。

皆様の意見は、ございませんでしょうか。

【委員一同】

　異議なし。

【金井会長】

ご異議がないようですので、２つの部会を設置し、各部会において諮問案件について調査審議してまいります。

引き続きまして、審議会規則第５条第１項の規定に基づき、各部会に属する委員から当該各部会の部会長を指名させていただきたく存じます。

第２部会につきましては、私が部会長を務めさせていただき、第１部会につきましては、野呂会長代行に部会長をお願いしたいと存じますが、野呂委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【野呂委員】

はい。お引き受けいたします。

【金井会長】

　それでは、野呂委員、会長代行と合わせて第１部会の部会長をよろしくお願いいたします。

次に、事務局から以降の議題、配付資料等について、説明願います。

議題(3) 個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営について

【岡村担当係長】

議題(3)について説明させていただきます。

　まず資料３「審議会審議の流れについて」ご説明させていただきます。審議会の審議手順としましては、審査請求及び保有個人情報の取扱い等に係る諮問がございますので、主な審議の流れをそれぞれ記載しております。

　審査請求審議の場合、①で保有個人情報の開示請求に係る決定等に対する審査請求がなされた後、②で実施機関が当該決定を妥当とした場合等には実施機関から審議会に諮問がなされます。その後、③で実施機関から当該決定に対する理由説明としての意見書が審議会あてに提出され、審査請求人が希望する場合は当該意見書に対する審査請求人の反論書の提出を受けます。なお、実施機関が意見書を審議会あてに提出する前に審査請求人が審議会あてに意見書を提出される場合もございます。次に、④で審査請求案件の概要説明を含めた審議ポイントの整理をさせていただきます。この論点整理は、⑤の実施機関の口頭による決定理由の説明や⑥の審査請求人の口頭意見陳述を実施する前に行っておりますが、場合によっては、実施機関理由説明及び審査請求人意見陳述の後に再度行うことがございます。最後の⑦に、これまでの審議を踏まえまして答申案をご審議いただき、答申成案を作成いただくものです。

　次に、保有個人情報の取扱いに係る審議の場合でございます。個人情報の取扱いとして、個人情報の本人以外からの収集、保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた利用・提供、保有個人情報の電子計算機処理等を行う場合、審議会へ諮問しなればならない規定があります。①で実施機関から審議会あてに諮問がありましたら、②で実施機関から当該事務の必要性等を書面及び口頭で受け、③で答申案を審議いただき、答申成案を作成いただきます。この場合は、実施機関からの口頭説明を原則行っております。

　最後に、番号法に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検の場合でございます。個人番号、いわゆるマイナンバーに関するものでございますが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を特定個人情報ファイルといい、この特定個人情報ファイルを地方公共団体の長が保有しようとする場合、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置を講じ、この措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものとして、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられております。詳細は、個々の特定個人情報保護評価書を点検いただく際にご説明させていただきますが、この特定個人情報保評価の評価書を国の個人情報保護委員会へ提出する前に第三者点検を受けることが番号法で規定されており、この第三者点検を個人情報保護審議会で行うものです。

　まず①で実施機関から特定個人情報保護評価書の点検依頼がなされた後、②で当該評価書の内容を口頭で説明を受け、パブリックコメントをするに足る内容であるか、事前点検を行っていただいております。その後、ご意見を踏まえて評価書を必要に応じて修正し、③でパブリックコメントに付し、最後に④で当該パブリックコメントによる意見を踏まえて必要な見直しを行った特定個人情報保護評価書を再度点検いただいております。

　資料４－１から４－４までについてご説明いたします。

　資料４－１「大阪市個人情報保護審議会における令和３年度の審議状況について」ですが、項番１「審査請求に係る諮問案件の処理状況について」は、資料４ー２として過去５年間の処理状況を記載しております。令和元年度から新規件数が増加しており、昨年度末で450件の諮問案件が残っている状況です。また、かっこ内に記載の数字をご確認いただければと思いますが、同一人による審査請求が75％を占めております。

　次に、項番２「個人情報の本人外収集並びに保有個人情報の目的外利用・提供及び電子計算機処理等に係る諮問案件の処理状況について」は、資料４－３として昨年度１年間の答申案件一覧を記載しております。先ほど金井会長もおっしゃっていましたが、審査請求案件以外に、この個人情報の取扱いに係る諮問案件審議が増加しております。特に、情報処理システムの導入が進んでいることによる保有個人情報の電子計算機処理等の諮問、また、新型コロナウイルス関連でのシステム導入や給付金事務に係る保有個人情報の目的外利用・提供等に係る諮問が例年と異なる点です。今年度も引き続き個人情報の取扱いに係る諮問案件審議が多数あると思いますが、円滑な審議のために実施機関とも調整し論点を整理してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　次に、項番３「制度審議について」ですが、昨年度は本市の個人情報保護制度に係る審議を行っておりませんので、実績なしとしております。

　最後に、項番４「番号法に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」は、資料４－４として昨年度の答申一覧を記載しております。現時点では、今年度特定個人情報保護評価を行う事務の予定はありませんが、過去に評価済みの事務について見直し等を行った場合は過去の特定個人情報保護評価書を修正した上で評価を再度実施する必要があります。

次の資料の説明をさせていただきます。資料５－１と５－２についてですが、こちらは今後の審議会運営についてご意見をいただきたく存じます。

資料５－１「今後の個人情報保護審議会の運営について」の項番１「会議の開催方法」としまして、今年度以降、全体会及び各部会それぞれについて、参集又はウェブ会議方法のいずれにより開催するかご意見をいただきたいというものです。また、審議資料につきましては、会議の開催方法によるのですが、審議を迅速に行うため、基本的に事務局よりメール又は大容量ファイル送受信サービスを利用してパスワード設定の上で事前に送信させていただきたいと思っております。審査請求に係る諮問審議につきまして、もしウェブ会議の方法で実施することとなった場合は、諮問書及び対象文書につきましては、メール等でお送りするのではなく紙資料としましてレターパック等の追跡できる方法で事前にお送りしたいと考えております。お送りした資料の取扱いについては、資料５ー２「個人情報審議会に係る各種資料の送付について」で別途まとめさせていただいておりますのでご参照ください。資料の送付方法は、先ほど申し上げました、郵送、メール又は大容量ファイル送受信サービスを利用して行いたいと思っております。それぞれの送付方法についてですが、郵送の場合はレターパック等の追跡できる方法、メールの場合はパスワードを設定し、当該パスワードを別のメール、口頭又は郵送でお伝えすることを考えております。大容量ファイル送受信サービスについてですか、このシステムを使って送信する場合は、ダウンロードパスワードとは別に、当該ファイルにパスワードを設定しまして、そのパスワードをファイル送信とは別のメール、口頭又は郵送でお伝えすることを考えております。このサービスについての情報セキュリティ実施手順は資料の裏面に記載させていただいております。

委員の皆様方にお願いする注意事項といたしまして、パソコンでご覧いただきますので、OSのバージョンアッププログラムを最新のものにしていただき、ウイルスチェックのソフトウェアを導入するパターンファイルを最新の状態に保つようにしていただきたいと考えております。運用面における対策としましては、お送りした紙資料を施錠できるキャビネット等で保管いただき、答申案の審議の間は委員の皆様方で保有していただき、答申が出ましたら、その後、レターパック等を皆様にお渡ししますのでそのレターパック等により返送していただきたいと思います。メール又は大容量ファイル送受信サービスの場合なのですが、その場合は答申審議が終わった後は、パソコンから速やかに削除をお願いいたします。また、パスワードは審議会委員以外のものに開示しないようお願いいたします。審議資料を保有していただくことになりますので、その際に審議会委員以外の方の目に触れることのないようにもご留意ください。

資料５－１に戻っていただきまして、項番２の※印の部分についてですが、個人情報保護条例第59条第６項の規定により、審議会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様であることの定めがございます。この規定に違反して秘密を洩らした場合は罰則の規定があることを申し添えさせていただきます。

項番３の「審議会ペーパーレス化」についてですが、２年ほど前から審議会の資料をペーパーレスとしてパソコン上でご覧いただくという取組みを進めております。市役所本庁舎で審議会を行う場合につきましては、原則紙資料の配付を行わないと考えております。

ただし、対象文書が大量になる場合等は、パソコンでご覧いただくのも難しいと思いますので紙資料と併用することとさせていただく予定です。また、全体会における審議を除くとしておりますが、事務局の都合で大変恐縮ですが、委員の皆さま全員分の8台のパソコンを確保することができませんので、全体会の場合は、紙資料でご審議いただきたいと思います。

資料の５－１及び５－２は以上でございます。

資料６につきましては、令和２年度の大阪市の個人情報保護に関する運用状況報告書を参考でつけさせていただいておりますので、またご参照いただければと思います。

以上で資料６までの説明とさせていただきます。

【金井会長】

事務局から資料３から資料６までについて説明がありました。

資料５は審議会の運営についてですが、これは今回審議する必要があるのですが、それに先立ちまして、資料５以外の部分で、今ご説明いただいたことに、質問やご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員一同】

　質問なし。

【金井会長】

では、資料５以外については特にご質問もご意見もないようですので、資料５に基づいて、会議の開催方法について検討したいと思います。

２年前には新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて何度かウェブ会議の方法で開催したことがあるのですが、基本的に市役所に参集して実施しております。ただ、遠方からお越しになる委員もいらっしゃいますし、ウェブ会議の方法もよいのではないかとも考えております。事務局としてはどういう提案でしょうか。

【岡村担当係長】

まず全体会についてですが、今年度は本市の個人情報保護制度の大幅な見直し、条例の改廃含めた見直しを行う必要があり、過去に例がないことになりますので、ぜひ委員の皆様方にはご参集いただきまして、対面で活発なご議論をいただきたいと考えております。部会につきましては、主に審査請求に係る諮問審議と個人情報の取扱いに係る諮問審議を予定しておりますが、それぞれ本市においても答申が積み重なっておりますので先例を参考とできるものであり、全く新しい論点となることはあまりないと思いますので、部会につきましてはウェブ会議の方法でと思っております。

【金井会長】

事務局の提案としては、全体会については原則市役所に参集いただき、部会については原則ウェブ会議の方法ということを提案されております。

ただ、特に第２部会なのですけれども、今回私以外の委員の皆さまは初めてですし、どのように部会の議論が進むのかということがわかりづらいと思いますので、第１回だけは部会も参集で開催できたらと思っております。

今の事務局のご提案、それから、第1回目は第１部会も第２部会も参集するという、個別での開催をしたいと思いますが、それらについてのご意見はいかがでしょうか。

【委員一同】

　異議なし。

【金井会長】

特に、ご意見もご異議もないようですので、今申し上げた方法で今年度は開催していきたいと思います。その場合、意見陳述等の場合の取扱いはどうなりますか。

【岡村担当係長】

実施機関の口頭の理由説明や、審査請求人の意見陳述につきましては、またそれぞれの部会で個別の諮問案件の審議状況に基づきご判断いただきたいと考えております。

【金井会長】

それでは、そのように審議をすることといたします。審議資料について、メールやレターパック等で受け取られた後の管理等、委員の皆様よろしくお願いいたします。

では、以上で資料の５についての審議は終了とさせていただきます。

議題４　本市における個人情報保護制度の見直しについて

【金井会長】

次に、大阪市における個人情報保護制度の見直しについて審議を行います。

事務局から説明を求めます。

【中尾担当係長】

それでは今年度ご審議いただく個人情報保護制度の見直しについて、ご説明させていただきます。

本日は1時間程度の時間となりますので、個別の論点に入る前に、今回の個人情報保護法改正に係る現時点で国から示されております、改正の趣旨・目的や実際に改正法が地方公共団体に適用された場合、現行の条例のどの部分が大きく変わるのかというところを簡単に資料を用いながらご説明させていただきます。

まず、資料７に基づいて概略をご説明させていただきたいと思います。また、その後、個別の論点について今後ご意見をいただきたいと思っておりますので、次回具体的にご議論いただきたい論点について、最後の方でご説明させていただきます。

それでは、具体的に説明に入らせていただきます。資料７をご覧いただければと思います。資料の説明だけ簡単にさせていただきます。

資料７「個人情報保護法の改正について」と題するパワーポイントの資料をつけさせていただいておりますが、こちらは今回の法改正に関する説明会等で、国からこれまで配布されている資料となっております。これらを踏まえて、今回の改正法の目的や趣旨を、のちほどご説明させていただきます。

資料７の続きの資料になりますけれども、セットで綴らせていただいている資料があります。

１つ目が、「現行条例と改正法の違い」ということで、表をつけております。こちらは、まず現行条例の規定の部分と、改正法の該当部分、そして現行条例と改正法における違いの主な事項をまとめさせていただいている資料です。２枚目には「新条例に規定する必要がある事項等及び規定することができない事項」をまとめております。改正法の適用によって、基本的には改正法のルールを地方公共団体でも遵守するというのが改正法の趣旨ではありますけれども、その中で条例にどこまで定めることができ、どの部分について定めることができないのかというところについて、現時点で国から示されている内容についての資料です。

また、論点整理表ということで、個別の論点について議論いただきたい点をまとめた資料をつけさせていただいております。これにつきましては、また後程、概要説明させていただきます。

なお、それぞれの「論点整理（個別票）」の参考として、具体的に改正法と現行条例を比較できるような形で一覧表にまとめておりますので、この比較をご覧いただきながら、この論点整理表に記載しております各論点について、次回以降ご議論いただきたいと思っています。

資料７の「個人情報保護法の改正について」に戻っていただければと思います。今回の改正法ですけれども、これまでは、国に係る行政機関、独立行政法人、民間企業、地方公共団体、それぞれに別途ルールを設けて個人情報保護制度が成り立っていたところ、国全体として個人情報保護制度のルールを統一するということが、今回の改正法の制度の趣旨となっております。

国全体として統一した取扱いをしていこうという方向性の中で、まず、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等個人情報保護法、これらの関連法を個人情報保護法に一本化するとともに、その内容がさらに地方公共団体に適用されるものです。

この３法の統合につきましては、今年の４月１日をもって施行されており、令和５年春からは地方公共団体にも適用されるということになりますので、令和５年、まだ具体的な時期というものが定められていませんけれども、おそらくは令和５年４月１日かというふうに予想はしており、それまでに、現状の大阪市個人情報保護条例について改正法と整合性がとれるように整理を図るものです。

今ご説明しました、個人情報保護制度の見直しの趣旨につきましてはパワーポイント資料の１ページ目の赤で囲ませていただいた部分です。

次にパワーポイントの資料の３ページ目をご覧ください。

改正法に備えて、どのような考え方をしていけばいいのか、概要として「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方、改正の方向性」という形で示されています。国から示されている、今後の地方公共団体の個人情報保護制度に求められるものとしては、個人情報保護と、また社会全体のデジタル化に対応したデータの流通、この点にも着目した上でそれらを両立する制度を構築する必要があるとされています。

その上で、それを踏まえて、今回、個人情報の保護とデータの利活用、その両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定する、それが個人情報保護法を地方公共団体に適用する中心の趣旨になろうかと思います。

さらに、統一した法律の的確な運用を確保するため、国が法の解釈について一定のガイドラインを示すこととされております。今回の資料でも、国から現時点で暫定案として示されておりますガイドラインを、お配りさせていただいております。

なお、確定したガイドラインが提示されるのは、この４月中とお知らせはいただいておりますけれども、現時点ではまだ確定したものが発行されておりませんので、当面の議論につきましては、お配りしております、暫定の11月版のガイドラインを参照しながら、議論を進めていただければと思います。

このガイドラインを踏まえ、地方公共団体において改正法が直接適用されるということから、法律の規定の範囲内において、どこまで現状の制度を維持することができるか、どこまで独自の保護措置を講じられるかが今後の議論の中心になると思っています。

さらに、後程ご説明しますが、改正法のもとでは、審議会の役割というものが大きく変わる可能性があります。具体的にいいますと、開示決定等に対する審査請求があった場合の諮問先というところの役割はこれまでと変わらず維持されるということになりますけども、その他の個人情報の個別の事務の取扱いに関しては、現行条例では、例えば目的外の利用・提供、あるいは電子計算機の結合等の取扱いをするには、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないという規定を大阪市個人情報保護条例で定めておりますけれども、国からは、個人情報の取扱いに係りあらかじめ審議会の意見を聴かなければならないという、類型的に審議会に対して意見を求めるということは許容しないということが、ガイドラインで示されております。

特に、個別の個人情報の取扱いに関しては、特に必要がある場合に限って、意見を聴くことができるといった規定が改正法第129条に規定されており、これまで個別の個人情報の取扱いに係る事案でも適宜諮問させていただいたところ、審議会の役割が大きく変わるものと考えています。

したがって、諮問というものは否定されますが、諮問の代替措置として、事前協議や事後報告という形で、今まで維持されていた個人情報の取扱いの適合性を担保することができるのかということを考えているところです。そういった個別事案に対する審議会としての関与のあり方についても議論いただいた上で、それをできる限り、今後定めていくべき新しい条例や、規則等にも反映させてまいりたいと思います。

その方向性を踏まえ、パワーポイントの４ページ目になりますけれども、具体的に大きく変わる部分につきましては、この改正の概要のところの概要欄の①から⑧のところに記載があります。

この点につきましては、我々の方で、大阪市の個人情報保護条例との比較という観点から整理させていただいております。

本日の資料の「現行条例と改正法の違い」４ページものをご参照ください。

ここからは、実際に、現行条例上の取扱いと改正法が直接適用された場合の取扱いの違いの主たる点について、上から順に簡単にご説明させていただきます。

まず、今回の改正において大きく変わるのが、改正法の適用対象のところでございます。改正法につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、地方公共団体の機関、地方独立行政法人に対しても直接適用されることになります。現行の条例は、法律がないことを前提として、条例によって大阪市の個人情報保護制度を規定しておりますので、改正法が地方公共団体の機関や地方独立行政法人に適用されますと、法と重複する部分の条例上の規定は不要であると考えられるところ、国としても改正法の規定と重複する規定を改正法の施行後には残す必要はないという考え方が示されております。

ここで論点になりますのは、改正法では地方公共団体の機関に適用される、とあるのですが、議会につきましては適用対象から除くとされており、議会における自律的な取扱いに委ねるべきだという意見が示されているところであります。議会において、今後は独自の条例を作るべきなのか、あるいは個人情報保護条例の実施機関に議会も含めて位置付けるのか等が論点となります。

国としては、その点の取扱いは、各自治体でそれぞれ検討されたい、と回答されておりますので、ご意見をいただきたいと考えております。

また、個人情報に係る様々な定義が変更される部分があります。特に大きい部分としましては、個人情報の定義で、死者の情報は改正法における個人情報に含まれません。この点は、現行条例においても、大阪市では死者の情報を個人情報として定義しておりませんので、改正法と違いはございません。

また、個人情報の定義として、現行条例では、その情報自体で個人を識別できるもの、あるいは、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるもの、といった定義を置いているところですが、改正法では、この照合について容易に照合することができるものとしており、「容易性」が定義に含まれるという違いがあります。

定義も全国的に統一するというのが、改正法の趣旨ですので、おそらくその改正法と異なる定義を各自治体が条例で定めることはできないと考えられているところです。その他に、個人情報ファイル、個人関連情報、条例要配慮個人情報といった、現行条例にない定義がございます。

また、地方独立行政法人関係ですが、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人については、原則として民間部門の規律が適用されることとなり、一方で、開示請求等については、公的部門の規律が適用されるなど、内容によって民間部門・公的部門の規定が適用されるということが示されています。

次に、個人情報の取扱いのところですけれども、保有の制限、いわゆる収集にあたっての制限であるとか、個人情報の目的外利用及び提供の制限についても、変更が想定されています。

特に収集の制限について現行条例と大きく変わるところとしましては、現行条例では個人情報は本人収集を原則とするという考え方をとっておりまして、特定の事情があれば本人以外からの収集を認めるということを条例で定めております。

また、一部の重大な権利侵害と結びつく可能性の高い情報についても、原則収集しないという中で、一定の場合は収集できるといった規定をおいているところですが、改正法につきましてはこういった本人収集の原則であるとか、重大な権利侵害と結びつく可能性が高い情報について特に収集の制限規定を設けておりません。この点については、改正法上においても、直接的にこういう本人収集の原則であるとか、センシティブ情報の収集制限というものについて、明示的に条例に定めることは、基本的にしない、という態度が示されています。

したがって、この点について、改正法のもとでこれまで現行条例でこういった原則を取ってきたところと同じ水準を維持するために、どういうふうな運用をしていけばいいのかをご議論いただきたいと考えております。法改正後、国としては、制限解除について、類型的に審議会の意見をいかなければならないと条例で定めることは許されない、とされているため、代替措置をとれないかをご意見いただきたいと思います。

それから、電子計算機処理等につきましては、条例では特に電子計算機での取扱いというものに特化して、収集の制限を設けたり、審議会の諮問を前提とする規定をおいておりますが、今回の国からの説明だと、電子での取扱いに特化したような規定は許されない、と言われておりますので、こちらも改正法の運用についてどのように考えていけばよいのかが議論の中心になると思います。

大きなところとしましては、新たな制度を作らないといけないものであり、これまで本市の中には制度としていなかった、いわゆる個人情報ファイル簿というものを作成し、またこれを公表しなければならないという新たな制度が設けられることになります。

現状、本市では、個人情報をどこがどういうふうに取り扱うのかというのを全体として把握するために、現行条例第８条で事務の届出という制度を設けておりますけれども、これとは別に個人情報ファイル簿というものを、各所属で備えて公表しなければならないということであり、こういった制度づくりも必要になってまいります。

この事務の届出につきましては、改正法上でも、個人情報ファイル簿とは別に、個人情報の取扱い、適正を図るために一定の制度を設けることは許容されておりますので、この事務の届出の際には、個人情報ファイル簿の作成公表後もしていくべきかと考えておりますが、そういった制度の関連についても個別の論点でご議論いただきたいと思います。

次は、保有個人情報の開示請求並びに訂正請求等の手続面での改正の部分でございます。

大きく変わるところは、任意代理人による請求が認められるということになります。

現状では、本人又は法定代理人にしか認められていないところ、改正後は、任意代理人の請求が許容されることとなります。

その点は法に定めておりますが、具体的に本人の意思を適正に反映しているのかどうかを確認するために、法の規定のもとにどこまで、そういった本人の意思を確認する必要があるか等についても、ご意見をいただきたいと考えております。

あと、大きく変わるところとしては、開示決定等の期限であり、改正法では30日とされ、現行条例では、開示等は、請求のあった日の翌日から起算して14日以内とされているところであります。

この点についてはこの法定の期限を延ばすことは許容されないけれども、各自治体がこれを短縮することは許容されるとされておりますので、本市としましては、現状、特に14日としているものを30日に変更する必要はないと考えております。

また、開示請求にかかる手数料に関して改正法に定められており、この点は条例に定めなければならないとされています。

こちらも改正法上は手数料を徴収しなければならないという規定になっておりますけれども、国の見解では、地方公共団体がそれぞれの実情によって、手数料を無料とすることも許容されるとされており、現在、大阪市では無料としていますので、現状を変える必要はないと考えております。

手続面で大きく変わることとしましては、いわゆる訂正請求のところです。訂正請求につきまして、大阪市の条例では、現状では特にその訂正請求するにあたって、前提の情報に関して、開示決定等によって開示を受けていなければならないといった規定はありません。

当然個人情報としては、開示決定等によってその決定内容から個人情報を特定できる場面もあれば、任意の情報提供によって、個人情報が特定できる場面も想定できます。改正法では、訂正請求をするにあたって、あるいは利用停止請求するにあたっては、開示決定等であらかじめ開示を受けていなければならず、その開示決定等によって確定された範囲で訂正等を求められるものとされています。

ただこの点につきましては、現状のガイドラインや国の見解では、手続に関わることであり、本人が開示を受けていない個人情報についても対象にすることは構わないとされているので、本市としては現状維持するべきかと考えているところです。

もう一つ大きく変わるのが、訂正請求の手続面ですけれども、本市では、請求するにあたっては条例上、訂正請求の内容が事実に合致することを証する資料の提出を求めております。改正法では、こういった提出義務を定めることができないとされておりますので、この部分は、大きく変わるところと考えています。

審査請求に係るところでございますが、審査請求があった時の、諮問先、これは先ほどご説明した通り、引き続き個人情報保護審議会としていくところは変わらないと考えています。

あとポイントとしまして、これも先ほどの個人情報ファイル簿と同じように、大きな制度を作る必要があるものとしましては、行政機関等匿名加工情報提供制度が新たに定義されることとなります。我々行政機関の保有している個人情報について、特定の個人が識別できないように加工した上で、これを民間企業等からの提案を受けてそれに応じて、匿名化した個人情報を民間に提供しデータの流通を図っていこうというのが、今回の改正法の趣旨であります。

流通にあたって注意しなければならないこと、また本市内部の整理になりますけれども、こういった制度等の所管として、提案された事業につき、どの機関が適合するかを審査するのか、整理が必要と考えています。

出資法人等や指定管理者に関しては、現行条例の中に含めているところでありますけれども、改正法にはその点は明記されておりませんので、引き続き、改正法のもと、こういった本市に関する出資法人や指定管理者にも本市の個人情報保護制度を及ぼすことができるのか、この点について整理が必要になるものと思っています。

次に、審議会への諮問事項というところが、先ほどご説明した審議会の役割が大きく変わるところというふうに考えておりまして、その審査請求案件の諮問先としての立場・役割は変わらないところでありますが、個人情報の取扱いについて、諮問先としての位置付けというのが大きく変わるとされているのがこの部分です。

改正法によると、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づいて特に必要であると認めるときは、各自治体が設置する審議会等に諮問することができる、と規定されています。要は、特に必要があるというところが認められない限りは地方公共団体において審議会に諮問することはできなくなりますので、個人情報の取扱いについて、審議会で扱う案件は減る可能性があります。

そこで、個人情報の取扱いのレベルを下げないために、諮問に代わる何らかの新しい制度をつくることができないのかを検討しなければいけないため、この点についても意見をいただきたいと思います。

改正によって、特に大きく変わる部分については、今口頭でご説明したものになります。次の資料になりますが、こちらが先ほどもお伝えしました、現時点で国から示されている、改正法の適用のもとで、条例で定めることができる事項と定めることができない事項を整理したものです。今後の議論に関しましては、現時点で国から示されているこの内容を踏まえていただきながら、どこまで条例で定めることができるのか、どこまで本市の制度として整備することができるのかという点を、ご意見いただければと思います。

基本的に、現時点で、条例で定めなければならないと言われているのは手数料の部分のみです。定めることが許容されることとしましては、条例要配慮個人情報で、特に、各自治体において、取扱いに配慮すべき個人情報を、改正法に規定されている内容に加えて、条例に定めてよいとされています。

あと、個人情報取扱事務登録簿の作成ということで、現状の事務の届出、そういったものは、改正法下でも残せるとされています。

また、保有個人情報開示請求があった時の開示義務が除外される非開示理由について、改正法では一定の事由が定められておりますけれども、情報公開請求があった時の非公開とする部分との整合性を図るためであれば、その非開示事由については一定、条例で改正法の内容を変えることができる、あくまで情報公開請求があった場合の非公開理由と整合させるためであれば、非開示事由を変えることができるとされています。

また、審議会への諮問ですけども、これも特に必要がある場合というものを一定程度、類型化して、条例で定めることはできます。逆に、新条例で規定することができない事項としましては、まず定義の部分、それから個人情報の取得や提供に関して独自の規律を設けること、電子化に特化した規制を設けることです。

法が規定する開示請求の方法を制限することや、開示決定の期間について、改正法の規定よりも長くすることはできません。

また、訂正請求を行う場合の立証資料を請求者に求めることは許容されません。

審議会への諮問について、地方公共団体が審議会等の調査を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務とすることを新条例に明記することは許されないとされています。

引き続き、個別の論点をご説明いたします。次回ご審議いただきたい個別論点の内容についてご説明させていただきますが、現時点で、今後の議論の前提として、ご質問ご意見などございましたら、この段階で、いただければと思います。

【金井会長】

スケジュールのイメージはどうなっていますか。

【中尾担当係長】

本日、概要を説明させていただきまして、次回から実質的な議論に入っていただきます。おそらく月２回審議いただき、あくまで予定ですけども、８月くらいに、ご意見をまとめていただいて、その審議会での考え方を踏まえて、具体的に我々の方で条例案を固めることを現時点では想定しております。

【金井会長】

新条例の制定とのことですが、議会との関係ではいつを想定していますか。令和５年３月ということですか。

【東公開制度等担当課長】

議会の関係では、審議がスムーズに進めば、12月頃に提出することを目指しておりますが、改正法がおそらく令和５年の４月１日施行になるので、２月市会も視野に入れております。

遅くとも２・３月の予算市会、早ければ９月から12月までの市会の後ろの方で提出できればというようなイメージです。

【金井会長】

審議会で審議するのは、この論点毎の制度のあり方についての審議で、条例の条文そのものは事務局で考えるということですか。

【東公開制度等担当課長】

その理解です。

【金井会長】

条例の解釈運用の手引きも現在作成されていますが、新条例についても作成するのですか。

【中尾担当係長】

根幹の部分は法やガイドラインがありますので、そのガイドラインがメインになりますが、我々としては、法を施行するための条例として定める部分がありますので、そういったところは、解釈を整える必要があると考えています。

【金井会長】

何かご質問はありませんか。

【委員一同】

　質問なし。

【金井会長】

他にご質問はないようですので、では、個別の論点の説明をお願いします。

【中尾担当係長】

次回、中心にご議論いただく、個別内容について説明します。

今後の進め方ですけれども、資料「論点整理」個別票をご参照ください。

まず、議題番号１として、定義等に関する審議ということで挙げさせていただいています。まず資料の見方をお伝えします。

今後の議論に当たりましては、事前に、審議いただきたい議題ごとにまとめた論点整理表をお渡しさせていただきます。今回の１番は定義等となっておりますけれども、この「審議事項」に議論いただきたい論点を示すという形にしております。「関係規定」としまして、「現行条例」上はその内容がどこに規定されているのか、「改正法」ではそれがどこの部分に規定されるのかということを示しています。改正法が直接適用されることによって、まず、これまで規定されていたものがなくなるという事項を、まずこの「規定されないもの」の欄に掲げています。これまで条例でも規定されていましたが、改正法の適用によってその中身が変わるというものを、この「変更されるもの」という欄に書かせていただいております。

これまで条例では規定がなかったけれども改正法で新たに規定する事項というのを「新規」の欄で、整理をさせていただいております。

その上で、この議題に係る事項が新たな条例において規定することができるかどうかについて、この新条例への規定の可否というところで、現時点で国から示されている考え方をまとめさせていただいています。

これらの前提に基づきまして、項目と論点ということで、ここに実際の、各論点を箇条書きで、そのポイントといいますか、その内容をまとめています。

その上で、「事務局における考え方」の欄は、論点について我々がどう考えているのかというところを論点毎に示させていただくようにいたします。

次回、ご議論していただく前に、こちらの考え方について、ご検討いただき、ご意見なりご指摘をいただいて進めさせていただきたいと思います。

まず、論点整理表をお示しし、補足で説明いたします。そして次回ご議論いただき、その次の回に議論いただく内容を論点整理表でお示しするといった流れで進めさせていただきたいと思います。

次回ご議論いただきたい論点を４点用意していますので、これについて説明させていただきます。

個人情報等の定義に係る部分、条例では収集の制限という書き方をしておりますが、個人情報の保有や収集にあたっての制限に関する部分、今回新たに改正法で規定されます利用目的の変更という規定に係る部分、目的外利用あるいは提供の制限に係る部分、この４点について次回ご議論いただきます。

まず、個人情報等の定義に係る論点ですが、今回改正法上、議会というものが対象から除外されます。また改正法ではオンラインに特化した規定は許容されないとされています。改正法では特にその問題に特定した規定は設けられていないので、現行条例にある電子計算機処理とか、いわゆる電子に特化した定義は除かれております。大きく定義が変更されるものは、個人情報の定義で、照合のところで容易性というものが追加されています。新たに条例要配慮個人情報であるとか、匿名加工情報といった、新たな概念が定義されるところが変更点です。

この定義に関しまして、現時点での国の見解は、改正法で定められた用語の点については、新条例では独自の基準を定めることはできないとされており、自治体で、特に取扱いに配慮すべき個人情報の類型を定めることができると説明されております。これが条例要配慮個人情報というものです。これについては各条例で自治体の情勢、自治体の考え方によって、自由に定めてよいとされています。したがって、これをどこまで具体的に定めるのかが論点となります。

さらに、新条例の適用対象ということで、改正法では地方公共団体や地方独立行政法人しか主体として定められておりませんが、現行条例では、市長、議長、各委員会が実施機関として定められています。

地方公共団体の機関の中で、さらに実施機関を具体的に条例の中で定めるのは可能であると考えますので、具体的に新条例でどのように定めることになろうかということとなります。

事務局で論点と考えているのが、個人情報の定義の中でも容易照合性が加わることによる影響です。この点は、条例でも大阪市の条例だけ独自に「容易性」をつけずに判断するのは改正法上許されないとされているので、そういったところの取扱いが変わらないように法の適用について、どのように考えるのかが論点となります。

もう１点は条例要配慮個人情報です。最終的には、これも本市の施策に応じて判断することとなります。大阪市において、社会情勢等からこういうものについて配慮すべき情報と定めておいた方がよいのでは、とのご意見があれば伺いたいと思います。

実施機関につきましては、現行条例上の実施機関の規定をそのまま維持するのかが中心になろうかと考えています。議会をどうするかという論点もあろうかと思います。現行条例の実施機関をそのまま新条例でも実施機関と位置付けることが妥当かということです。

最終的には、当然条例の制定にあたって我々が検討するところでありますけれども、何か参考になるポイントがあれば、ご意見をいただきたいと思っています。

現時点での事務局の考え方でありますが、「個人情報の定義」については、今回改正法によって容易性というものが定義に加わり、容易に照合できなければならないとなりますので、文言上からは、今までの個人情報の定義が狭まるとも考えられます。

国からのガイドラインでは、容易照合性というのは、通常の事務や業務における一般的な方法によって他の情報と容易に照合することができる状態というふうに、いわれているところです。例えば照合に当たって、他の行政機関や事業者にわざわざ照会をしてその回答がなければ照合ができない、照合が困難な状態は含まれないとなっています。

現行条例でも容易ということは明記しておりませんけれども、特に大阪市においても、その照合するにあたって、特別に調査を実施しなければならない、特別に調査を実施しないと判断できないようなものまで、個人情報に含めて解釈運用するということはしていないと考えられますので、その容易の解釈を厳格に行うといったようなところで、特に、今までの個人情報の定義が変わるところではないと考えているところであります。

「条例要配慮個人情報」につきましては、条例によって独自に各自治体が取扱いを慎重に行うべきところを、条例に定めることができるものですが、改正法の下には条例要配慮個人情報として、何か特別に情報の内容を定めたとしても、それゆえに特別な収集制限とか提供の制限、そういった規定が設けられないとされており、個人情報ファイルに条例要配慮個人情報に当たるものがあれば、個人情報ファイル簿に、この情報は要配慮個人情報であることが記載されるだけであるとされております。したがって、その情報は慎重に取り扱うべきであるという、注意喚起の効果があるということとなります。社会情勢に応じて、大阪市として定義しておくべきものがあるかどうかを考えていかなければならないなという部分がありますけれども、この点についてもご意見をいただきたいと思います。

実施機関の部分につきましては、国からも特に定めてはいけない、許容されないということが示されておりませんので、現行条例で実施機関として定めているものを、地方公共団体の実施機関として、条例で位置付けることを考えています。議会につきましても、議会独自で今後ルールを作るべきか、議会も条例では実施機関として含めるかは地方公共団体で検討されたしという国からの見解になっておりますので、議会の意向もありますけれども、基本的には現状の実施機関を条例で実施機関として定めることを考えております。

２つ目の論点についてご説明させていただきます。

今回、現行条例で規定されておりましたが、改正法で規定されなくなるのが本人外収集の制限、センシティブ情報の収集制限、あるいは、収集にあたって制限を解除するために、いわゆる審議会の意見を聴かなければならない審議会の意見聴取に関する部分です。

変更される内容としましては、表現だけの内容ではありますが、現行条例上では収集の制限という書き方をしていましたが、改正法では保有の制限という記載になっております。ただ、この点については、改定法の保有には収集も含まれるので、変わるものではありません。

次に、収集にあたっての利用目的の特定といったところですけれども、条例上では収集にあっても事務の目的を明確にするという表現があって、改正法では収集にあたってはその利用目的をきちんと明確に特定しなければならないというような表現に変わりますが、趣旨は同じではないかと考えています。

この収集制限について、法の態度としましては、やはりこれも改正法で定められた規律を超えて、個人情報の取得や収集等に関する独自の規律を定めることは許容されないとされておりまして、これも原則的に本市で独自に現行の条例を維持して特別な制限を求めることはできません。ただ、ガイドラインが暫定なのですが、若干このセンシティブ情報に係る収集の制限については条例で設けることが許容されないと、はっきり書かれておりますけれども、本人外収集の制限については明確に否定されていないところもあり、まだ考え方が固まっていないところもあるかもしれませんが、ただ共通のところとしては、個人情報の取得や提供に関する独自の規定は許されないとは書かれているので、こういった方向性ではないかと考えています。

これを踏まえて、今回、論点になるのが個人情報を収集するにあたっての要件のところです。この点については、改正法で保有の必要性が担保されること、利用目的を特定すること、利用目的の達成に必要な範囲であることということが定められていますが、こういったところが改正法ではそれぞれの実施機関が収集するにあたって独自で判断するということが許容されることになるので、その判断の妥当性を担保するための方法についてご意見をいただきたいものです。

例えば、審議会に諮問はできませんけれども、制度所管部署に事前に協議するとか、審議会に事後報告するなど、諮問の代替措置についてご意見をいただきたいと思います。

本人外収集の制限についても同様でありまして、おそらく改正法の趣旨からいうと、条例上は独自の基準は設けられないということになる可能性が高いですけれども、ただ現行の条例が本人収集の原則をとっているということを踏まえて、改正法の運用に関して、留意すべき点や審議会の諮問ではないが何らかの関与ができないかをご意見いただきたいと考えており、この点はセンシティブ情報の収集の制限についても同様かと思います。

事務局の考え方としましては、諮問はできないけれども、まずは制度所管部署である情報公開グループとあらかじめ事前協議を行うであるとか、審議会に取扱状況の報告を事後的に行う等の代替措置があるのではないかと考えていますので、そういったところのご意見をいただきたいと思います。

３つ目の論点としましては、新たに改正法で規定される利用目的の変更というところです。現行の条例では、特に収集した際の個人情報の利用目的を変更できる規定はありませんが、改正法では、相当の関連性という範囲の中で変更を許容する規定があります。

これについても、変更するにあたってその相当性を判断するために、審議会に諮問するということを要件とすることはやっぱり許されませんので、そうなると、その変更前の利用目的と変更後の利用目的との相当の関連性の判断の妥当性をどう担保するかという問題がでてきます。

改正法では、これは実施機関が独自に判断できることとなっています。この点につきましても、判断の妥当性を担保するためにどういった方法がとれるのかをご意見いただきたいと思います。

事務局としては、相当の関連性について諮問はできないが、制度所管部署に事前協議するか、審議会に事後報告するといった手法を考えています。

最後に、目的外利用及び提供の制限の論点についてですが、大きく変更となるのが、審議会への意見聴取手続が許容されなくなるということになります。新条例への規定の可否については、改正法で定められた基準を超えて、取得や提供の制限に関する独自の規定を定めることは許容されないとされていますので、制限を解除するための要件は、やはり改正法に則って運用せざるを得ません。

ただ、その制限解除にあたって、類型的に審議会に諮問というものが許されないということになり、また、改正法上の制限解除に係る「相当の理由」あるいは「特別の理由」といったところの判断について、改正法上は実施機関が独自で判断することになりますが、その判断の妥当性を担保するために、どういう方策がとれるのかをご意見いただきたいと思います。

法の適用を厳格に行うのか、あるいは、制度所管部署と協議するのか、審議会へ諮問はできないけど事後的に報告をすることで、その点を担保するのか、そういったところを考えていますが、ご意見をいただきたいと思います。

次回、この４点についてご意見をいただきたいと思います。

【金井会長】

ご説明ありがとうございます。

今日質問があればしていただき、そうでなければ次回までに検討いただくということで、委員の皆様よろしくお願いいたします。

資料についてですが、事務局としての考え方を作成される際に、改正法の国のガイドラインを踏まえて論点整理しているという理解でいいですか。

【中尾担当係長】

はい。

【金井会長】

わかりました。

それでは各委員の皆様、また次回までにお目通しをよろしくお願いいたします。

では以上をもちまして、今日の公開による審議を終了いたします。